

# 教育旅行実施に向けた 安全対策

---

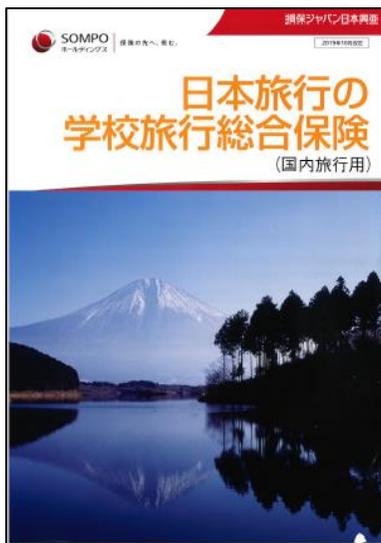
<国内編>



## 「より安全で、より安心いただける教育旅行をご提供させていただきます」

### 学校旅行総合保険を付保しております

ご旅行中に急激かつ偶然な外来の事故で負ったケガや、感染症を含めた疾病により、その後予定されているご旅行を中止せざる得ない状況になった場合、被保険者（ご旅行参加者）がご自宅へ帰宅されるために追加で発生した運賃、ご親族（救援者2名分限度）の現地急行費用を補償します。 ※補償には医師の診断、行政・現地自治体等の指示が必要になります。



※学校旅行総合保険の詳細につきましては、別紙詳細案内・パンフレットをご確認ください。

### 国内学校旅行の場合

#### ★旅行参加者条項

（旅行に参加される方のための補償）

- ・死亡保険金
- ・後遺症傷害保険金
- ・入院特別保険金
- ・個人賠償責任
- ・救援者費用保険金

#### ★学校条項

（旅行を実施される学校の負担費用のための補償）

- ・学校緊急対応費用保険金
- ・損害賠償責任保険金
- ・弔慰費用保険金

### こんな場合が対象となります

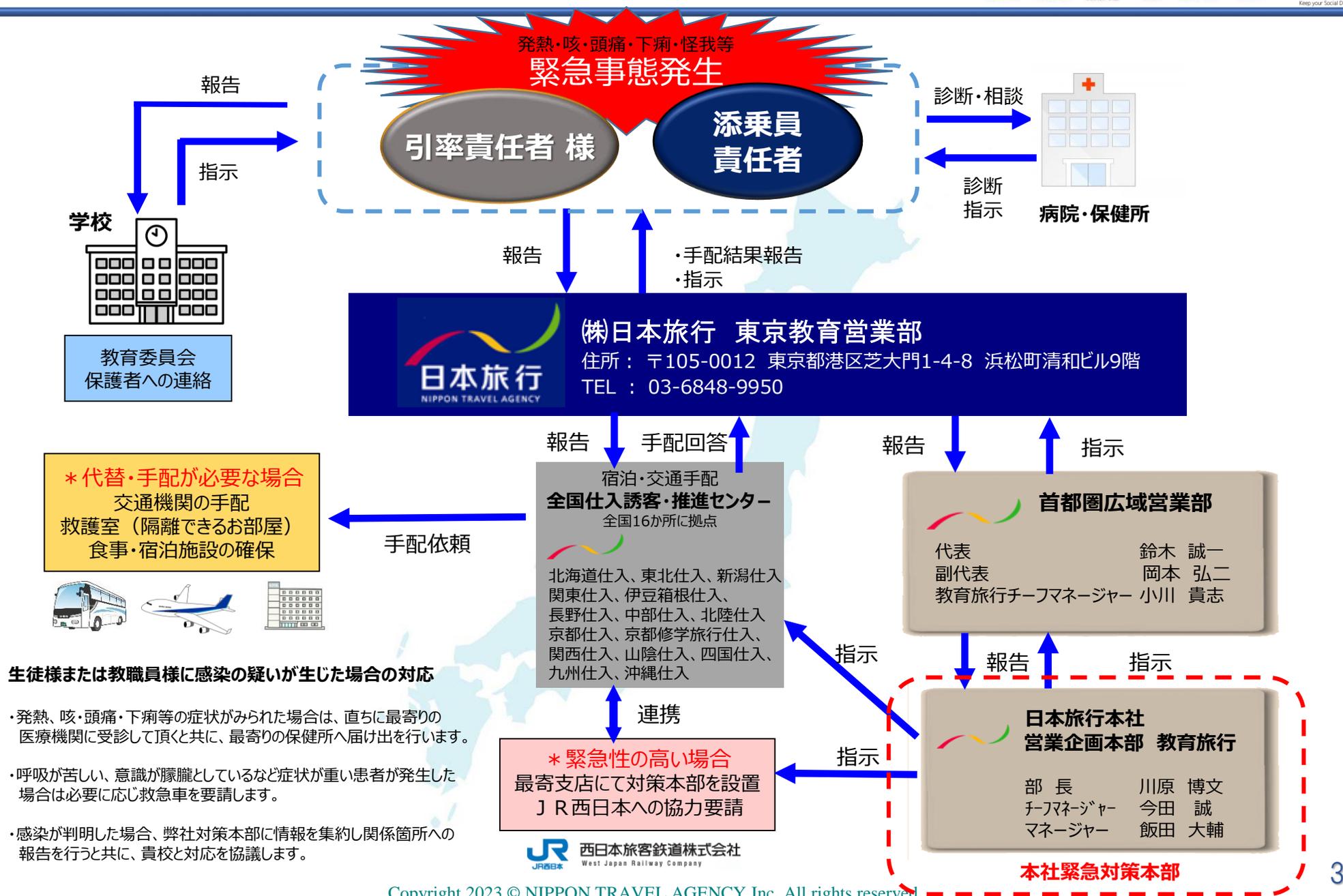
ご旅行中、体調不良の訴えがあり、検温をしたところ40℃近くの高熱があった。現地の病院で診断を受けたところインフルエンザ感染症の疑いがあった為、検査の結果が出るまでは旅行団から隔離するよう医師から診断を受けた。修学旅行団からは離団せざるをえない（出校停止状態の）為、親族に迎えに来てもらい、旅行団とは別に帰宅した。

＜追加で発生した費用＞

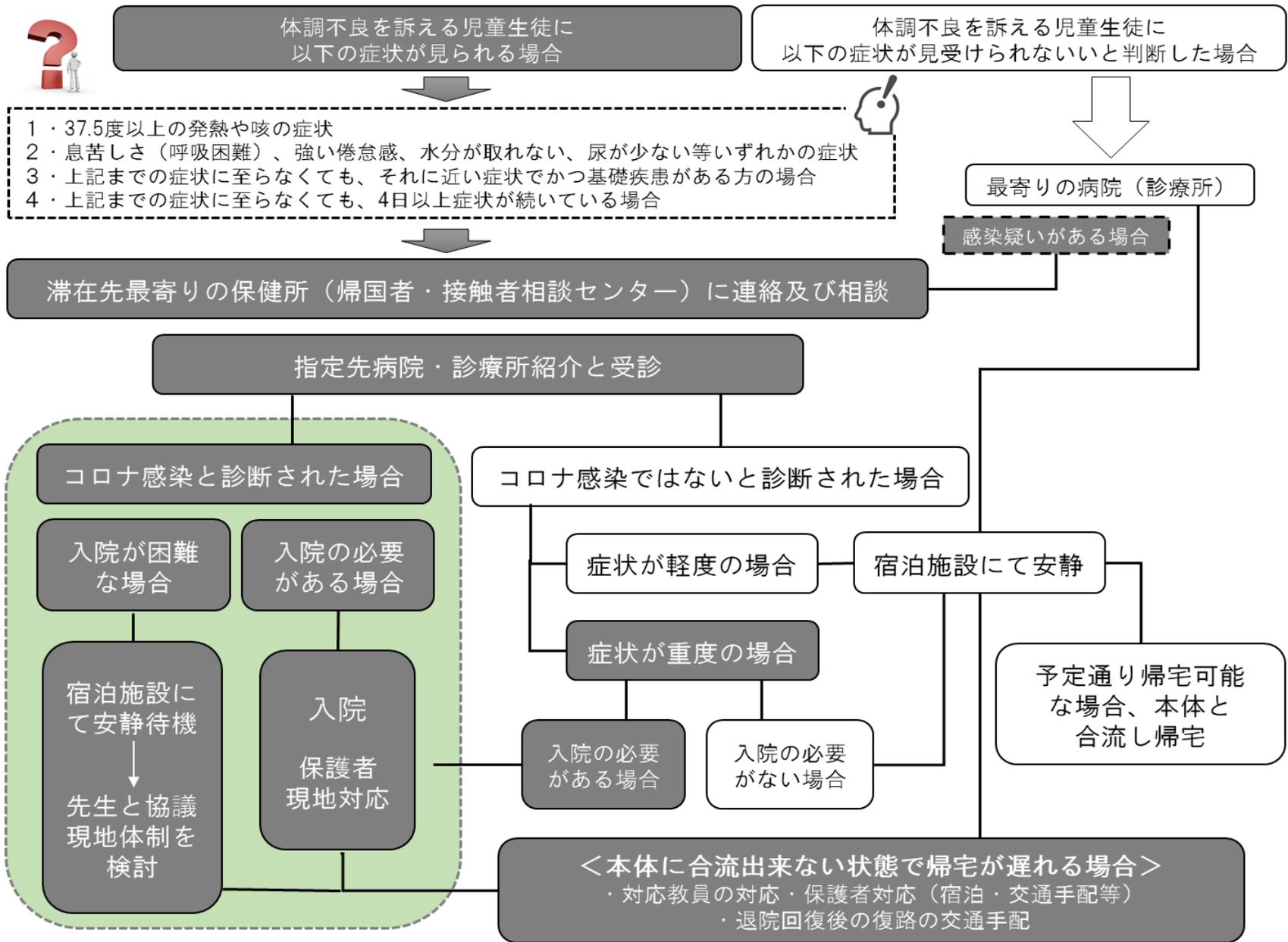
親族の現地への救援交通費、宿泊費、通信費（救援者費用）







# 病人発生時の初動対応及びコロナ感染発生時の対応



来年度修学研修の旅行代金に関しては、「参加承諾書」による保護者様からの同意を確認した旅行参加者数にて、おひとり様旅行代金が確定します。（3月下旬予定）

おひとり様旅行代金確定後（＝参加承諾書提出後）、不参加となった場合は、理由の如何を問わず、旅行業約款に基づく取消料の対象となりますので、ご承知おきください。

## 5. お取り消しの場合の企画料金・取消料について

(1) お客様は、いつでも次に定める企画料金又は取消料を支払って旅行契約を解除することができます。また表でいう「旅行契約解除期日」とは、お客様が当社の営業日・営業時間に、解除する旨をお申し出頂いたときを基準とします。

旅行契約の解除期日	取消料
① 前日から起算してご旅行出発日の21日前まで	企画料金のみ頂きます。
② 前日から起算してご旅行出発日の8日前まで	旅行代金の 20%
③ 前日から起算してご旅行出発日の2日前まで	旅行代金の 30%
④ ご旅行出発日の前日まで	旅行代金の 40%
⑤ ご旅行出発日の当日まで	旅行代金の 50%
⑥ ご旅行開始後の解除及び無連絡不参加	旅行代金の 100%



## < 都立杉並工科高等学校の場合 >

（おひとり様旅行代金が、91,500円の場合）

- ① 4/2（火）までのご連絡の場合、企画料金のみ（約8,600円）
- ② 4/15（月）までのご連絡の場合、20%（18,300円）
- ③ 4/19（金）までのご連絡の場合、30%（27,450円）
- ④ 4/22（月）に、ご連絡の場合、40%（36,600円）
- ⑤ 4/23（火）に、ご連絡の場合、50%（45,750円）
- ⑥ 無連絡 または 途中離団の場合、100%（91,500円）

(2) 貸切船舶等をご利用する場合は、上記の表によらず、別途ご案内する規定によります。  
 (3) お客様が当社所定の日までに旅行代金をお支払いいただけない時は、当該期日の翌日にお客様が契約を解除したものとさせていただきます。この場合、お客様は当社に対し前項の企画料金又は取消料に相当する違約料をお支払いいただきます。

欠席のご連絡は学校様を通じ、弊社営業時間内をお願いいたします。

(株)日本旅行東京教育営業部

営業日 平日（月～金曜） 9：30～17：45 （土日祝日休業）

電話 03-6848-9950

担当者 粕川（かすかわ）